

藤原輔尹

水野隆

現在、水戸彰考館に『輔尹集』(巳・八)一本が所蔵されているが、これは藤原輔尹の家集である。

藤原輔尹は、花山朝、一条朝を通じ、当時活躍した長能、実方、輔親、能因などとも交友があり、勅撰集にも七首載録されている歌人である。しかし、現在に至るまで、輔尹に関しては『和歌文学大辞典』、『平安朝歌合大成(二)』などの解説以外では、ほとんど触れられていない。それは『輔尹集』が一本しかなく、しかも未翻刻のままであることに、多く由来しているのであろうが、当時の歌人群の一人として、輔尹という歌人もまた看過できない存在であろう。従って、この小稿は輔尹に関する基礎的な考察を目的としたものである。

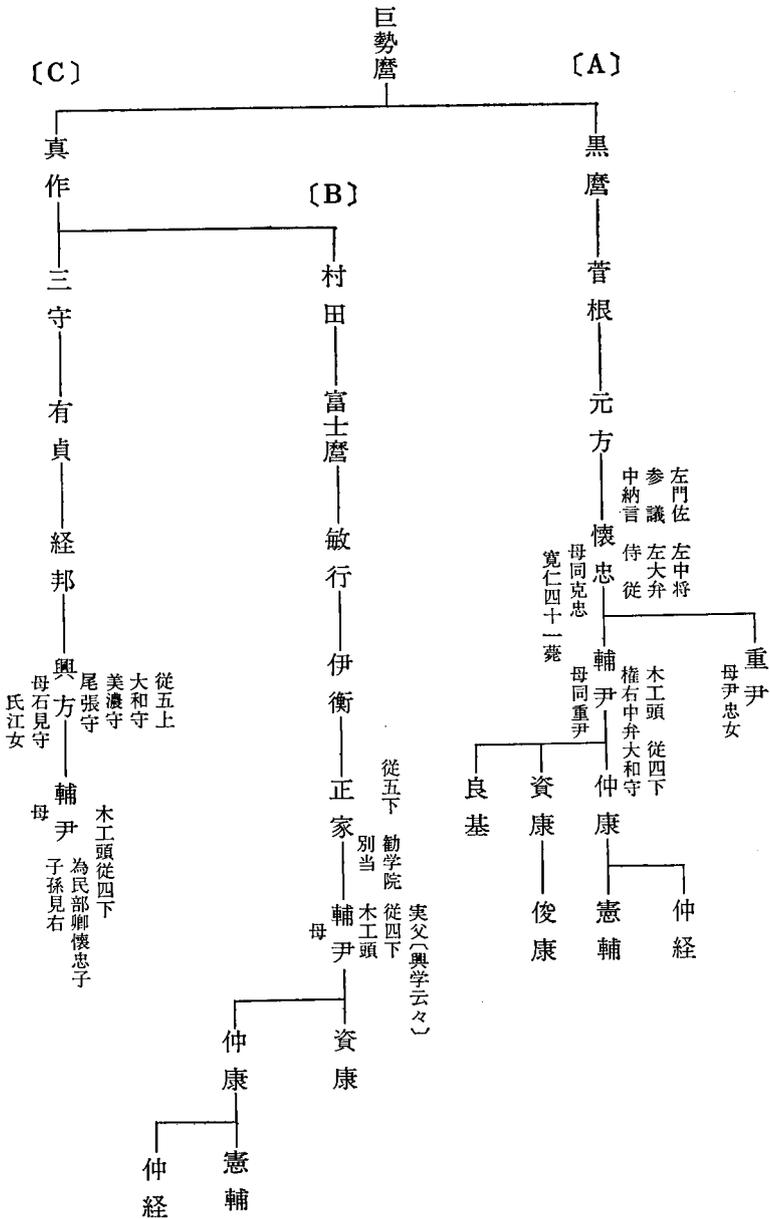
注 『拾遺集』(二四八)・『玄々集』には、「藤原佐朝臣」「佐忠弁」とあるが、それらの歌は孰れも『輔尹集』にあるところからして、輔尹と同一人物である。

今、『尊卑分脈』(国史大系)から「輔尹」という人物を探ってみると、図に示したように、藤原南家、巨勢厩から出た三流にそ

れぞれ同名がほぼ並列して存在している。この系図上に見える三人の「輔尹」を、歌人輔尹とどのように重ね合わせたいのかという点から考察しておく必要がある。

『尊卑分脈』上の三人の「輔尹」には、それぞれ次のような注記がある。

次頁の図を見ると、「木工頭」、「従四位下」という官位は三者に共通して見え、そこから三者には何らかの関係があるのでないかという暗示を受ける。そして更に、興方息の輔尹(以下これを[C]とする)を見ると「為民部卿懐忠子」とある。これに従うならば、懐忠息の輔尹(以下これを[A]とする)は[C]の輔尹と同一人物ということになり、[A]は興方息の[C]が懐忠の養子になったものだということになる。次に、正家息の輔尹(以下[B]とする)には「実父」とあり、他本にはその下に「興学」とある。更に一本には「興方」とある由である。若し「実父興方」なら、そのまま[B]は[C]と同一人物ということになるが、単に「実父」だけ従うとしても[B]は正家とは養子関係にあることを意味している。また、「実父興学」については「興学」の名は『尊卑分脈』にも見当らず、



所伝も聞かない。従って、「実父興学」は「実父興方」の誤りであつて、[B]もまた[C]と同一人物と考えるのが妥当であろう。更にその子孫について見て行くと、[A]の息としてあげる三人のうち、仲康、資康の二人は[B]でも同じであり、更に、そのうちの仲康の息、憲輔、仲経の名も両者に共通して見える。従つて、[A]と[B]ともまた重ね合わせるができるわけである。

以上の諸点から考えて、『尊卑分脈』に見える三人の『輔尹』は、実際には一人の人物であり、興方を実父に持つ輔尹が、懐忠・正家二人の養子になつたために、三箇所に記載される結果になつたものと考えられる。尚、『和歌色葉』(歌学大系)には「木工頭藤原輔尹、前大和守興方息、民部卿懐忠卿養子」とある。従つて、懐忠の養子であつたことには異論はないと思うが、別にもう一度正家の養子になるということがあるのかどうか、些か疑問が残らないでもない。或いは記載上の混乱があるのかもしれない。

これで一応『尊卑分脈』における問題は解決できたのであるが、ただ、もう一つの疑問の点に触れておきたい。懐忠の輔尹に「母同重尹」とあるが、重尹は懐忠の五男で、兵部卿正二位まで昇つた人である。その母は宮内卿従三位尹忠女であつて、永観二年に生まれている(『公卿補任』)が、これは花山天皇即位の年である。一方、輔尹の生年は明らかでないが、後に述べるような点から、この年には既に二十歳位ではなかつたかと考えられる。そして最高従四位下止りであつた。こうした年令差や官位の点から、輔尹が重尹と同母兄弟という可能性は少なく、「母同重尹」

は、やはり記載上の誤りとすべきであろう。輔尹の母に関して、『枕草子』二四五段(大系本)に「すけただは木工の允にてぞ蔵人にはなりたる」とある「すけただ」に輔尹を当てて考えるようであるが、とすると、その続きは「尾張の兼時がむすめの腹なりけり」とあることから、輔尹の母は尾張兼時女ということになる。しかし、今は一応不明のままにしておきたい。

二

この章で、既に触れた『尊卑分脈』家集及びその他の資料から輔尹の履歴をできるだけ明らかにしてみたいと思う。

輔尹の最も若い頃について触れているのは『祭主輔親集』であろう。

秀才すけただあたらしき家ずみするに学生いはひのうた
琴をもてあそぶ

千年へて変らざるべき家るには□きくの琴ぞ里にあたれる

(群書類従)

という記事で、この当時、輔尹は秀才(文章得業生)で、自家の新築祝いに学生達が集まつた時、輔親も出席したわけである。しかし、この記事の年次を明確にすることはできない。

年次の明確な最初の記事は家集(1)(家集中の七十一首の歌に、便宜上付した歌番号を意味する。以下同)の詞書であろう。

花山院位につかせ給し年、そははかしくしう人にもしられぬ
大がくのすけにて侍しを、あはれなるものなり、いかでとく
いだしたてんとおほせごと侍し比、秋の月いとをかしきに、

その心を人々よみはべりに

「花山院位につかせ給し年」というのは永観二年で、即位は十月十日（『日本紀略』）であった。その年、輔尹は正六位下に相当する（『拾芥抄』）大学助で、先の記事に見える文章得業生からは、一応妥当なコースであろう。ところで、この永観二年における輔尹の年令については、前に触れたように、大学助という地位から一応二十歳ぐらいと考え、その生年を応和から康保年間中と推定したのであるが、確実な根拠があるわけではない。

これ以後、正暦三年までの八年間は記録の上に輔尹の名を見出すことはできず、『権記』正暦四年二月二十八日の記事で、「藏人式部丞」として登場し、『小右記』三月二十九日、同四月八日の記事にも見え、更に『権記』十月二十六日の記事には、

内大臣被奉請罷出右大将状、使藏人式部丞輔尹、以六位上表之例、近代所不見、……無可然之子姪、仍令輔尹献之也、輔尹家人也、……

とある。これらの記事によって、当時、輔尹は藏人式部丞で、六位であったこと、また「輔尹家人也」とあることから、内大臣道兼の家人であったことを明らかにし得る。そして、前述した『枕草子』の「すけただは木工の允にてぞ藏人にはなりたる」が輔尹のことだとすれば、この頃木工允から、『尊卑分脈』にある木工頭などを歴任したことになるであろうが、その年次を明らかにすることはできない。

この後、長保三年まで、輔尹の経歴は再び不明であるが、ただ、『権記』寛弘元年十二月十三日の記事中の「伊賀守為義申滅

省申文」に関連して次のような一文がある。

前司輔尹申長徳四年長保元二三、而税寮勘文、長保元年勘定、其後同二三年注未勘、

文意を明確にし得ないが、若し「前司、輔尹」が伊賀前司を意味するのなら、長徳四年から長保三年までの四年間は伊賀守だったことになる。ただし、長保三年になると、『権記』九月二十一日の記事に「右少弁輔尹」とあるので、その時までには伊賀守を為義と交替していたことになる。そして、右少弁の官にあったのは、寛弘元年までの約四年間であるが、実質的にはこの時代が彼にとつての最盛期であつたらしく、多くの記録を見出すことができる。その中から二、三引用しながら、その活躍を跡付けてみたい。

今日御賀試菜也。依召候御前、有勅、見右少弁輔尹、伊賀守為義、前越前守為時、藏人道済等所進御屏風和歌（『権記』長保三年十月七日）

「御賀」というのは、東三条院詮子の四十の賀のことで、『花物語』「とりべ野」の巻にも見え、『日本紀略』には「九日丙午、於上東門第有東三条院卅御賀」とあることから、十月九日に催されたことがわかる。この記事は、それよりも二日前に行われた試案の記事で、その日、賀の御屏風の和歌が「上手ども」（『栄花』）から詠進され、その中には輔尹も含まれていた。そして、

於弘徽殿東庇、書御屏風四帖和歌十二首、左大臣三首、輔尹二首、時一首、為義一首、兼隆三首、輔弼一首、首道隆一首（『権記』長保三年十月八日）

という記事によって、輔尹は一首採用されたことがわかる。（た

だし、各人採用歌の合計が十一首にしかならないが、前の記事にある道済の一首が加えられるのではないか。ところで、この時のものと思われる歌が家集にも収められている。それは、

東三条院の御賀の屏風の哥たてまつれと人／＼にめしければ、その中にてたてまつる、正月、人の家にやり水に

むめの花さけり、うぐひすをきく

④やどちかくうへてしはなのかひありてけふうぐひすのはつねをぞきく

二月、子日する所にくるまよりをりてこまつ□ひく

④ひともとにちとせこもれるひめこまつてごにひけるほどをしらなん

三月、むまとめて、はな見る

④わがこまをとめておれるやまざくらみやこのはなにくらべつゝみん

四月、まつりのつかひたつ

④よそにのみゝわたりきつるあしひぎのやまるのころもけふぞ

五月、まらうど女のものいりやのつまになでしこさきたり

④とこなつのはなによりこそあやめぐさねも見ぬやどをたづねてもくれ

六月、はらへする所

④しらたへにかはせのなみもうちかさね神のみそぎのしるしあるかも

東三条院の御賀一条院のし給に、屏風の哥、八月十五夜あまのはらやどはちかくもみえねどもかよひてすめるあきよの月かな

東三条院の御賀屏風のゑに、こしのしらやまのかたかき

たる、人のゝぼるさきにまた人のとをくゆく

④われひとり入にしこしのしらやまにゆきふりにたる人を見るかな

の合計八首だが、「輔尹一首」がその中のどれであったかはわからない。思うに、この時の屏風は、「御屏風四帖和歌十二首」とあることや、輔尹の歌の内容から考えて、各帖を四季にあて、各

月一首の月次絵屏風ではなかつたらうか。それに対して、各人それぞれ何首かずつ詠進し、その中から各月一首が選択されたものであらう。

左大臣殿哥合に長能にあひて、郭公をきくといふだいを

④ほとゝぎすまちしばかりになりけりこよひもよそにひとこゑぞきく

(家集は詞書を欠く)

④つきによりまつなつの夜ぞうらめしきながきあきだにあくとやはみし

家集にあるこの二首は、④の詞書が示すように、長保五年五月十五日の「左大臣道長哥合」(『平安朝歌合大成』)に右方の歌人として出席して詠んだ三首の中の二首である。残りの一首は「千よとのみ汀の松はみえぬかなかさねて波のかずをそふれば」という歌である。この三首は孰れも前上総介藤原長能の歌と合わさ

れ、(9)は勝(ただし、乙本では負けになっている)、(10)は持、「千よとのみ」の歌は負けになっている。

以上の他にも右少弁輔尹に関する記録は多いのであるが、詳細に触れる必要もないと思われるので、所在を列記しておくに留めたい。『権記』長保三年十月一日、同長保四年三月七日、同五月十六日、同八月十七日、『本朝世紀』同十月三日、同十一年二十二日、『権記』長保五年一月十日(左少弁とある)、同一月二十九日(弁とのみ)、『日本紀略』寛弘元年四月十日、『御堂関白記』同九月九日、『権記』同十一月十九日(弁とのみ)などであるが、試みに右少弁と明記する最後の記事である『御堂関白記』寛弘元年九月九日の条をあげておこう。

此間深雨、奏雨儀、見參賜少納言兼親、目録賜右少弁輔尹、従つて、この時はまだ右少弁であったわけだが、翌寛弘二年になると、輔尹は右少弁から左少弁に進んだようである。そのことは『御堂関白記』六月三十日の記事によつて知ることができる。

東宮殿上被^職 左少弁^(X忠)尹朝臣、……

「左少弁佐尹」となっているが、当時「佐尹」をいう人物の実在は認められず、「佐忠」ならば村上朝の人物と推定され、また、以後の記録では、左少弁は全て「輔尹」であるから、「佐尹」は誤記であろう。そして

東宮にさぶらふをり、なつのうちにあきたつひ、わきて
その心よむに

ゆきなれるせみのはごろもぬぎかへすさはのかはぎりたちか

へつめり

という歌などは、「東宮殿上被聴」とある点から、この頃のものであろうか。

七日庚辰、参左府、俄有犬死穢、仍不参内、奉輔尹朝臣奉山城辞書、命付奉者、帰家之間、輔尹朝臣来、……

これは『権記』寛弘三年二月七日の記事であるが、「奉輔尹朝臣奉山城辞書」の部分は『権記』の筆者行成が輔尹を使にして「山城辞書」を奉ったとも解されるが、行成は当時播磨守であつて、山城守であつた事実はない(『公卿補任』)。従つて、これは輔尹が山城守を辞したものと解していいであろう。とすれば、この時まで輔尹は左少弁と山城守を兼任していたことになる。時代は下るが、『官職秘抄』(群書類従)に「少弁 兼受領例。輔尹」とあるのは、この間の事情を物語るものであろう。家集には山城守に着任した頃の歌が二首取められている。

山しろになりてよの中のすさまじきに、大殿にて、月ま
つ心よめとおほせれしに

(9)山しろのいはたのりのはすともおもふ心をてらせ月かけ
秋ごろ、おなじ所にて、おなじ心を

(10)やまのはにやへたつ雲のたえざらば見るべきものをやまのは
の月

ところで、輔尹が山城守になったのはいつのことだろうか。前の記事からは、任期中で辞めたことになるが、その理由は着任当時「よの中すさまじき」と述べることに無関係ではなからう。幾内中の上国山城の守に不満を漏らさねばならない特殊な

事情があつたのかもしれないが、一般的に考えて、京官に対する執着のためであろうか。とすれば、まだ左少弁に任せられる以前のことと考えるのが妥当であろうし、そこから一応寛弘元年を推定する。ただ、寛弘元年九月九日にはまだ右少弁であり、『御堂関白記』、一方、山城守就任は、家集から見て夏ころであろうから、最初は右少弁と兼任していたことになる。しかし、『官職秘抄』には単に「少弁」とあるだけだから、矛盾するわけではなく、むしろそう考える方が妥当かもしれない。即ち、最初それまでの右少弁との兼任で山城守に任せられたが、京官への執着から、それが不満であつた。ところが、翌寛弘二年には左少弁に進むことができたため、寛弘三年になって山城守を辞退することになったと考えるのである。

『権記』の記事でもう一つ疑問な点は、「輔尹朝臣」としてゐることである。実名に「朝臣」を付した場合は四位を意味するはずである。輔尹に「朝臣」を付したものは、この他にも、これより以前の『小右記』寛弘二年七月十七日の記事、以後の『権記』寛弘五年一月四日、同一月二十五日、同寛弘六年三月二日などの記事がある。従つて、これらの記事に従えば、輔尹は当時に四位に昇つてゐたことになる。ところが、これよりも後の『小右記』寛弘九年五月十八日、同じく長和四年十二月四日の記事では、輔尹が五位であることを明記している。この両者の間には何らかの混乱があるものと思われるが、その意味で特に注目されるのは『権記』寛弘五年一月四日の記事であらう。

参左大殿御宿所、申左少弁輔尹朝臣、令申今年可叙四位、而無

可任之官、准少納言兼親左少弁致連等例、暫不叙四位之事、即ち、輔尹を「可叙四位」であるが、「無可任之官」ために、「暫不叙四位」としてゐるのは、どういうことであろうか。ちなみに、左少弁の官位相当は正五位下である。これらから考えて、「朝臣」というのは誤りとするのが妥当であろう。『尊卑分脈』には「従四位下」とあるが、他の記録からそれを指摘することはできない。

ある所のやけはべりしに、すだれもかけぬ車にのり侍しを見て、ものなどいひて、いまよりはとちぎりて、ひさしくおとづれざりしかば、さやなどうらみて

(6)ほのみにみしよひよりいたきむねをきて心のほかにをこたりける

この歌の背景になつた「ある所のやけ」というのは、いつのことが明確でないが、或いは『権記』寛弘四年一月五日の記事にある事件を意味するかもしれない。

右衛門督家焼亡、金吾自内被退出途中有告、北方出左少弁輔尹宅、

右衛門督齋信家の火災に際して北の方が輔尹宅に避難されたという事件で、(6)の歌もこの時に親しくなつた侍女の一人に贈つたものかもしれない。輔尹の邸は六角町尻にあつたことが『日本紀略』長和元年十二月四日の記事に見える。

今まで触れた以外にも、左少弁としての輔尹の名は『小右記』寛弘二年十月一日、『権記』寛弘三年四月一日、『御堂関白記』寛弘四年四月二十六日などの記事にも見えるが、輔尹が左少弁にあ

つたのは寛弘二年から五年の春または夏ごろまでの約四年間である。その後、翌寛弘六年に入って三月二日には申文を左大臣道長に奉ったりしている(『権記』)が、その効あつてか、

即播万大和等国可任之人奉申、即被奏聞、播万……大和輔尹、
撰上人侍從宰相也。……左少弁為時、大和輔尹、播万生昌、

(『権記』)

とあるように、その二日後には大和守に任ぜられている。『御堂関白記』寛弘六年七月四日、『権記』寛弘八年六月二十五日、同八月十一日、『御堂関白記』長和元年九月二十二日、『日本紀略』同十二月四日などの記事に大和守としての輔尹の名が見えるが、その中で特に次の記事に注意したい。

又大和国百姓等申、依早損、被延守輔尹任者、定申云、依早損、不可為延任者、(『御堂関白記』長和元年九月二十二日)

大和守着任から既に四年を経たこの年は交替期に当る。しかし、「早損」のために守輔尹の任期を延長してほしいという申し出が大和国百姓からあり、それに対して、やはり延期すべきではないと決定されたことを示す記事である。従つて、長和元年か、遅くとも翌二年の春までには大和守を退いていたと考えられる。ところが、ここで一つ問題になるのは、『平安遺文(二)』で長和二年九月十日の『源殿子地林相博券文』に「左馬頭兼守藤原朝臣(草名)」と、また寛任元年九月二十五日の『大和国栄山寺牒』に「右馬頭兼守藤原朝臣「輔尹」と署名があつて、これを輔尹とするのである。若しこれに従えば、長和元年の後も更に五年間、大和守の官にあつたことになる。しかし、二期以上にわたつ

て同じ官にあることは疑問であつて、やはり、長和元年で大和守を退いたと考へておくのが妥当であろう。従つて、長和二年以後の経歴は一応不明におかねばならない。この時期の記録はあまり見当らず、長和四年十二月四日(『小右記』)に、道長家での文人の集まりに出席したことが見える程度である。また、

一品宮うせ給て、御いみに人くこもりて、五月五日、

あはれなることなどいひて、あやめぐさなどいよむに

例すみぞめにたもとはなりぬあやめぐさかけしとかけておもひ

けんやは

おなじ所、なでしこのまがきにさきたるを、人くよむ

に

例くれなるにさくなでしこの花みればものおもふ袖もとらざ

けり

とある例の詞書にある「一品宮うせ給て」は資子内親王のこと
で、『二代要記』に「一品准后天祿三年十二月授」とあり、彼女の薨じたのは長和四年四月二十六日(『日本紀略』、『小右記』)であった。例、例はその服喪中の徒然に詠まれたものである。尚、
家集中にはこの他にも、

一品宮に、すはまにたてたるつるに、いはの心よめと

おほせられしに

(2) なみのよるいそがそなれのまつがほもえもかぞへぬはきみが

みよかな

という一首も収められていて、輔尹と資子内親王の關係が知られる。

尚、輔尹が「前大和守」として現われるのは、寛仁元年八月二十一日（『権記』補遺）が初出であり、これ以後、『左経記』寛仁元年十月十三日、同十二月一日、同寛仁二年一月二十一日、『小右記』同一月二十一日、『御堂関白記』同一月二十一日などの記事に、全て「前大和守」として記されている。従って、大和守以後は無官のままであったように思われる。そして、この時期で注目されるのは、寛仁二年一月二十一日に催された摂政道長家大饗の御屏風のために歌を詠んでいることである。これについては『栄花物語』「ゆふしで」の巻でも、

この二十日余りの程は、摂政殿の大饗あべければ、その御屏風どもせさせ給へるに、さべき人々に皆歌くばり賜はするに、

……やまとのかみすけたよの朝臣、うづえを、

常盤山生ひ連れる玉椿君がさかく杖にとぞきる

……五月節、輔尹、

競ぶべき草も菖蒲の駒もみな美豆の御牧にひけるなりけり

……大饗は正月廿三日なり。有様いふも疎にめでたし。（大系本）と述べ、輔尹の歌二首を記しているが、家集にはこの時のものとして別の歌が収められている。

入道前太政大臣たいかうの屏風に、りんじ客かたかきたる所に

初むらさきもあけもみどりもうれしき春のはじめにきたるなりけり

という歌であるが、これには「在赤染哥」という勅物があるが、現存『赤染衛門集』にはこの歌は見当たらないし、また、『後拾遺集』（一六）には「藤原輔尹朝臣」としてこの歌が入っていて、この勅物は恐らく誤りであろう。

この寛仁二年一月二十一日の記録以後、輔尹に関する年次の明確な記録を見出すことはできない。従って、これ以後の輔尹の経歴は不明であり、いつ頃没したかもわからない。家集中の歌などは輔尹最晩年のものであろうか。

みちのくにのかみのりみつの朝臣のくだるに、せんすとて

めかほ
(49)とまりゐてまつべきみこそおいにけれあはれわかれば人のた

橋則光が陸奥守になった年次は明らかでないが、『小右記』寛仁三年七月二十五日の記事に「右近尼陸奥守即光姫」とあることによつて、この時までには陸奥守に任ぜられていたことになる。(49)の内容から考えて、当事輔尹が既に相当の高齢に達していたであろう。既に述べたように、年次の明確な最初の年、永観二年を輔尹二十歳と仮定してみると、寛仁二年には五十四歳となる。そして、これ以後の記録に輔尹の名が全く見えない。また、『勅撰作者部類』に「至寛仁五年」と見るが、これを没年とすると、五十七歳で卒したものであろうか。従四位下に昇つたもその直前であつたろう。

最後に、『能因法師集』の記事について触れておきたい。

輔尹朝臣、出家のうらやましきよしなといひて、ものに

かうかきつけたり

よの中を何にさはりてなとしもかのりのみちにはけふをくるらん

かへし

そむけともそむかれぬはた身なりけりこゝろのほかにくき世

なければ(桂宮本)

能因の出家は長和二年頃と考えられている(『和歌文学大辞典』)

が、その頃の二人の贈答歌である。長和二年は輔尹が大和守を退いた直後である。

以上、煩雑を顧みず輔尹に関する記録の所在を羅列しながら、

新刊紹介

長島 健 編
柳田 泉

坪内逍遙 往復書簡 会津八一

本書は明治三十九年から昭和十年に至る、約三十年に及ぶ逍遙と八一との間に交わされた書簡集である。逍遙三一―二通、八一は一―三通の、量としてもおどろくべき数といえるが、それらを年代順に配列し、それぞれに詳細な註を付している。

その経歴を辿って見たが、一応明らかにし得たものと思う。一口に言ってしまうと、文章生出身としての学才から実務的な中央官を歴任しながら、時々歌会や詩会などに列席していた中流官人としての生涯ということになる。

輔尹という歌人に関する最も基礎的な調査を試みたのであるが、ここで明らかにした輔尹と、家集及び勅撰集やその他の歌集に収められている歌との関係も考察しなければならぬのであるが、今はその余裕もないので別の機会に譲りたいと思う。

時にふれての書簡が、師弟である両者の、交情の深さが、その機微にわたってにじみでているばかりでなく、この三十年にわたる書簡の往復は、両者の文芸活動、逍遙のシェークスピア翻訳・演劇活動、八一の『南京新唱』などに触れるだけでなく、ひろく文芸に対する関心や、書道・篆刻に至るまで、私的な動静を含めて、註を合わせて読めば、逍遙・八一の自伝とさえいえるものになっている。その間の二人の素顔ともいべき個性の差などが、おのずかにじみでているのも、書簡ならではといえよう。たとえば、雙柿舎の扁額などをめぐ

る個性の表われ方や、また逍遙の歌に対する八一の批評などは、『歌・俳集』と『南京新唱』にかかわる資料としてだけでも興味をつきないものである。

柳田泉先生の指導のもとに、本書を編集した長島健氏は、八一門下。地味で、労多し本書の完成をよろこびたい。巻末に編者の跋と、内容紹介のくわしい後記、および年譜を付している。(中央公論美術出版刊 定価三、五〇〇円) (武川忠一)